

2003年7月7日

## 7・4 イラク復興支援特別措置法強行採決に対する連合北海道見解

日本労働組合総連合会北海道連合会  
会 長 笠井 正行

延長国会に慌ただしく提案されたイラク復興支援特別措置法が、7月4日の衆議院本会議で与党三党により強行採決され参議院に送付された。

今週から参議院での審議が始まり、第156国会の会期末の下旬には成立する公算であるが、政府はこれを待たず、現行法にもとづいて自衛隊輸送機を周辺国に派遣するとしている。

我が国憲法では、自衛隊の海外における武力行使を想定しておらず、これまでPKO協力法に基づく自衛隊派遣でも、国連のお墨付きと相手国の要請を必要としていた。

元来、自衛隊の海外派遣にあたっては、慎重な議論を積み重ねてきており、その結果として陸上自衛隊は国際的要件は整っていたアフガンにさえ派遣されなかったのに、なぜイラクなのか。

政府・与党は、現地調査・派遣地域や規模、活動内容などの基本計画づくりはこれからという。

そもそも、イラク戦争の大義をめぐって国際的な疑義も存在するなか、国会では大量破壊兵器に対する質問に「フセインがみつからないから、フセインはいなかったと言えるのか」などと、議論を重ねようとする姿勢のかけらさえみせずにながら、復興には自衛隊が必要との前提に終始している。

本来、イラクの復興支援にあたっては、イラク市民らが求める治安維持や生活基盤の復興など、多くの課題があり、自衛隊でなくとも民間団体や医療チームなどの対策がまず必要ではないか。

また、イラクでは戦後も米軍などに対する襲撃事件が発生しており、自衛隊は占領軍同様、戦争に巻き込まれ、武力行使に至る可能性が極めて高い。

実際、イラク特措法の中身には、あいまいな部分も多く、政府・与党は国会審議で国民が納得する答弁をしていないばかりか、ブッシュ・小泉会談による「まず自衛隊派遣ありき」に終始して修正協議の道をとざし、自衛隊派遣の是非についての論議の場が無かったことは、国の未来をあやうくするものと判断せざるを得ない。

私たち連合北海道は、自衛隊の海外派遣という重要な命題を白紙委任するわけにはいかない。いまなぜ自衛隊派遣なのか、広く議論を求めるとともに、十分な審議が無いなかでの法案には断固反対の強い決意を表すものである。

憲法が示すとおり、国際紛争の解決に武力は必要ないという基本にたちかえり、国民の納得が得られない状況のもとでは、参議院での十分な審議を強く求めると共に、与党三党の強行採決という暴挙をもって、今国会での法案成立に断固反対の姿勢を堅持し、これに向けたあらゆる行動をとるものである。

以 上